

議案第 1 1 1 号

佐野市長等の給与及び旅費に関する条例及び佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について

佐野市長等の給与及び旅費に関する条例及び佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市長等の給与及び旅費に関する条例及び佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(佐野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 佐野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

(佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の佐野市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）及び第 2 条の規定による改正後の佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の市長等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の佐野市長等の給与及び旅費に関する条例又は第 2 条の規定による改正前の佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の市長等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

市長、副市長及び市議会議員の令和6年12月以降に支給する期末手当の支給率を改めるため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第 1 1 1 号参考資料

佐野市長等の給与及び旅費に関する条例の改正案 新旧対照表

(第 1 条関係)

現 行	改 正 案
(期末手当) 第 4 条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額にその給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第 4 条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額にその給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正案 新旧対照表

(第 2 条関係)

現 行	改 正 案
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)